

栃木県煙火消費の手引き

1 はじめに

煙火を消費しようとする者は、火薬類取締法（以下「法」といいます。）に基づく許可を受けなければなりません。

ただし、火薬類取締法施行規則（以下「規則」といいます。）で定められている数量以下の煙火を消費する場合には、許可を受けずに消費をすることができます。

この手引きは、花火大会等において、煙火を消費しようとする者が行わなければならない許可申請の方法や安全確保の方法などについてまとめたものです。

※ 「煙火」は、いわゆる花火をもって代表されますが、その他発煙筒や各種の競技会等に用いられる紙雷管等も含まれます。

※ 法で規定されている「消費」とは、廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼をいいます。

2 煙火消費に必要な手続き

(1) 煙火消費許可申請をするための準備について

安全・安心な花火大会を開催するためには、法、規則及び栃木県煙火消費許可等事務処理要領で定める煙火消費の技術上の基準を十分に理解し、安全確保に努めなければなりません。花火大会の開催を企画するときには、以下の事項に留意してください。

① 消費内容の検討

打揚規模に応じた無理のない消費計画（時間、プログラム内容、消費作業従事者の熟練度・人員構成等）を作成してください。

② 消費場所の選定

花火大会の開催場所は、煙火の種類と重量に応じて、打揚煙火の打揚筒や仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等（主催者が所有又は占有する耐火性建築物及び道路管理者の同意が得られ、かつ、交通制限が可能な道路は除きます。）に対して安全な距離（以下「保安距離」といいます。）を確保できる場所を選定するほか、煙火の設置場所の安全性（傾斜地や地盤が軟弱でないこと等）も考慮して選定してください。

※ 保安距離の詳細については、別表2、別表3、別表4を参照してください。

③ 保安管理体制の整備

指揮命令系統と責任区分を明確にしてください。（詳細は、様式第4号の保安管理組織図に明示してください。）

④ 緊急時連絡体制の整備

煙火の消費に伴って、火災、物損事故又は人身事故が発生した時に、緊急かつ的確な対応措置が取れるよう、緊急時連絡網を定め、関係者に周知してください。

(2) 消費の許可を要しない煙火の種類と数量について

別表1を参照してください。

(注意) 消費の許可を要しない場合であっても、法、規則及び栃木県煙火消費許可等事務処理要領で定める煙火消費の技術上の基準を遵守しなければなりません。

(3) 煙火消費許可申請に必要な書類等について

① 火薬類消費許可申請書(煙火用)(様式第1号)

② 煙火消費計画書(様式第2号)

打出仕掛煙火(小型煙火)を消費する場合は、打揚形状図(打ち揚げの高さ及び火の粉等の飛散範囲が記載されているもの)を添付してください。

※ 「打出仕掛煙火(小型煙火)」とは、固定した円筒を使用し、星等を発射薬で打ち出し、推進又は飛翔する仕掛煙火をいいます。

③ 保安対策計画書(様式第3号)

保安管理組織図(様式第4号)と緊急連絡体制図(様式第5号)を添付してください。

④ 消費場所付近の見取図

⑤ 土地所有者からの土地使用承諾書の写し

道路、河川、公園等公有地の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しを添付してください。

⑥ 申請手数料7,900円

(4) 煙火消費許可申請書類の作成要領について

① 火薬類消費許可申請書(煙火用)(様式第1号) ※申請者は、主催者としてください。

ア 事務所所在地

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所
- ・ 個人の場合は、その者の住所

イ 名称及び代表者氏名

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の名称と代表者の氏名
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、団体の名称と代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の氏名

ウ 職業

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の業種
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、代表者の職業
- ・ 個人の場合は、その者の職業

エ 火薬類の種類及び数量

単発で打ち揚げる煙火玉の直径とその個数・連発で打ち揚げる煙火玉の直径とその個数

- ・ スターマインの基数及びスターマインに使用する煙火玉の直径とその個数
- ・ 仕掛煙火（文字仕掛、ナイアガラ等）の種類ごとの台数
- ・ 打出仕掛煙火（小型煙火）の台数（総数）
- ・ 打揚用黒色火薬の数量

オ 目的

「〇〇花火大会」等と記入してください。

カ 消費場所

具体的な位置を特定できるよう、打揚場所の番地まで記入してください。河川敷等の場合は、「〇〇川△△橋下流右岸河川敷地内」等と記入してください。

キ 日時

- ・ 煙火消費の日時を記入してください。
※ 煙火消費の時間とは、煙火が消費場所に到着した時点から煙火消費終了後の残火薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間（立入禁止区域の設定から解除までの時間）をいいます。
- ・ 2日以上にわたる場合には、それぞれの煙火消費の時間を記入してください。
- ・ 雨天等により順延する場合には、順延日時を記入してください。

② 煙火消費計画書（様式第2号）（煙火消費業者ごとに作成してください。）

ア 申請者の住所

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所
- ・ 個人の場合は、その者の住所

イ 申請者の氏名又は名称、代表者名

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の名称と代表者の氏名
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、団体の名称と代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の氏名

ウ 煙火消費業者の住所

- ・ 法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 個人の場合は、その者の住所

エ 煙火消費業者の事業所名、代表者名

- ・ 法人の場合は、法人の名称と代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の氏名と事業所の名称

オ 煙火製造業者住所・氏名

- ・ 打ち揚げを予定している煙火の製造業者の住所、名称及び代表者名を記入してください。
- ・ 法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の住所、氏名及び事業所の名称

カ 消費作業予定時間

火消費の準備開始時間、煙火消費の開始時間、煙火消費の終了時間及び煙火消費終了後の残火薬類の確認・回収作業終了時間を記入してください。

キ 煙火の消費方法

煙火消費の予定時間、煙火の種類（打揚煙火の直径及び仕掛煙火の種類等）、数量及び打揚方法（単発打揚げ、連発打揚げ、スターマイン等）を記入してください。

ク 消費作業従事者

- ・ 消費場所において火薬類を取り扱う者の氏名、年齢、経験年数、煙火消費保安手帳番号又は煙火消費保安臨時手帳番号及び住所を記入してください。
- ・ 従事者の人数が多い場合は、別紙により作成してください。

②-2 打揚形状図

打出仕掛煙火（小型煙火）を消費する場合に作成します。煙火の種類ごとに、打ち揚げの高さ及び火の粉等の飛散範囲を記載してください。

③ 保安対策計画書（様式第3号）

ア 申請者の住所

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所
- ・ 個人の場合は、その者の住所

イ 申請者の氏名又は名称、代表者名

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の名称と代表者の氏名
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、団体の名称と代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の氏名

ウ 観客の整理と消費場所の保安対策

- ・ 観客と消費場所との距離
打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、立入禁止区域までの最も短い距離を記入してください。
- ・ 立入禁止区域設定時間
立入禁止区域の設定時間と解除時間を記入してください。
- ・ 立入禁止区域設定方法
「看板」、「柵」、「ロープ」、「警備員」、「その他」について、該当するものをすべて○で囲んでください。
警備員については、配置箇所数及び配置合計人数を記入し、その他については、具体的な方法を記入してください。

エ 交通対策

- ・ 車両通行規制の措置
「有」又は「無」を○で囲んでください。「有」の場合は、車両通行規制の開始時間と解除時間を記入してください。
- ・ 車両通行規制の方法
「看板」、「柵」、「ロープ」、「交通整理誘導員」、「その他」について該当するものをすべて○で囲んでください。
交通整理誘導員については、配置箇所数及び配置合計人数を記入し、その他については、具体的な方法を記入してください。

オ 防火対策及び消火対策

- ・ 消費場所周辺の着火物
「有」又は「無」を○で囲んでください。「有」の場合は、「枯草」等その名称を記入してください。
- ・ 着火物に対する防火対策
「散水」、「防炎シートで覆う」、「撤去」、「その他」について、該当するものをすべて○で囲んでください。その他については、具体的な対策を記入してください。
- ・ 初期消火対策
「消火器」、「水バケツ」、「竹ぼうき」、「その他」について、該当するものをすべて○で囲み、() 内にそれぞれの数量を記入してください。その他については、具体的な対策を記入してください。
- ・ 消防車の配置
「有」又は「無」を○で囲んでください。「有」の場合は、配置台数を記入してください。

カ 警備対策

火薬類の盗難防止対策、煙火消費終了後（中止を含む）及び緊急事態発生時の観客の誘導

方法について記入してください。

キ その他の対策

- ・ 残火薬類の確認・回収
煙火消費翌日の消費場所周辺の残火薬類の確認・回収作業の開始時間及び作業責任者を記入してください。

③-2 保安全管理組織図（様式第4号）

ア 煙火最高保安責任者

煙火消費の会場における安全確保のための総括管理を行う者で、通常は、花火大会（祭り）を主催する責任者であり、煙火消費許可申請者となります。

イ 煙火保安責任者

煙火消費の会場における保安責任者で、煙火連絡責任者を指揮し、安全管理を行う者となります。

ウ 煙火連絡責任者

- ・ 煙火消費の会場における保安担当で、煙火消費の会場に常駐し、安全管理を行う者とします。特に、立入禁止区域内の警備状況についての管理を行います。
- ・ 煙火消費総責任者（煙火消費業務における最高責任者）と連絡を密にし、市町等の関係者との連絡調整にあたります。
- ・ 緊急時又は中止等の際には、早急に緊急連絡体制に基づいて、電話連絡を行います。
- ・ 消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、煙火保安責任者が兼務をすることができます。

エ 煙火消費総責任者

- ・ 煙火消費業務における最高責任者で、消費の安全確保のための総括管理を行う者となります。
- ・ 現場責任者及び各班責任者と十分な打ち合わせを行い、事前に安全確認を行います。
- ・ 煙火消費作業従事者に対して、事前に保安教育を実施します。
- ・ 気象条件、周囲の環境の変化等に常に気を配り、危険のおそれがあると判断した場合は、直ちに、主催者に対して、中断又は中止の要請を行います。

オ 現場責任者

- ・ 煙火消費業務における保安責任者で、煙火消費総責任者の指示に基づいて進行管理に努め、安全に消費されるよう各班責任者を指揮する者としてします。
- ・ 複数の煙火消費業者が消費する場合は、業者ごとに現場責任者を置いてください。

カ 各班責任者

- ・ それぞれの分担業務を十分に理解し、安全確保を図りながら、煙火消費作業従事者を指揮し、煙火消費を行う者としてします。
- ・ 消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、現場責任者が兼務をすることができます。
- ・ 消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、複数の班の責任者を兼務することができます。

③-3 緊急連絡体制図（様式第5号）

- ・ 主催者、煙火消費業者、市町、警察署及び消防署との連絡体制を確保し、指揮命令系統の一本化を図ってください。
- ・ 煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに緊急連絡体制に基づいて関係者に連絡しなければなりません。
- ・ 気象条件、周囲の環境の変化等により、危険となる恐れがある場合は、早めに中止等の決定をして、速やかに緊急連絡体制に基づいて関係者に連絡してください。

④ 消費場所付近の見取図

消費場所を中心とする概ね400mの範囲の地図上に、次のとおり記入してください。

ア 縮尺率及び方角

イ 打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所、火気取扱所、煙火置場の設置場所及び相互間の距離

ウ 消費場所を中心とした保安距離の範囲（赤線）

エ 建物、観覧場所の位置及びこれらと消費場所との距離

オ 立入禁止区域の範囲（青線）

カ 立入禁止区域と消費場所との距離

キ 立入禁止区域を警戒する警備員の配置場所（●）

ク 車両通行規制の範囲（黄色）、看板又は柵の設置場所（▲）、及び交通整理導員の配置場所（■）

ケ 消防車の配置場所（◎）

⑤ 土地所有者からの土地使用承諾書の写し

立入禁止区域内の土地の所有者から、書面で土地の使用承諾を得てください。

また、道路、河川、公園等公有地の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しを添付し

てください。

(5) 煙火消費許可申請書類の提出方法について

① 提出部数

3部（正本1部、副本2部）

※ 副本2部のうち1部は、市町の受付印が押印されて申請者に返却されます。

② 提出先

煙火の消費場所がある市町長に提出してください。

なお、各市町の煙火消費許可事務の担当課は、別表5のとおりです。

③ 申請手数料の納付

申請書類提出先の市又は町の手数料条例などに規定されている方法により、申請1件当たり7,900円を納付してください。

④ 提出期限

花火大会等の開催日の60日前から14日前までの期間内に提出してください。

⑤ 注意事項

申請書類は、主催者が提出してください。煙火消費業者の同行は可能です。

(6) 煙火消費許可後に申請事項等に変更があった場合の手続について

① 煙火消費許可の取り直し

火薬類消費許可証（以下「許可証」といいます。）の交付を受けた者は、火薬類消費可申請書の記載事項のうち、次の事項に変更があった場合には、許可を取り直さなければなりません。

ア 火薬類の種類（大きさ、形状等）

イ 火薬類の数量

ウ 目的

エ 消費場所

オ 日時

カ 危険予防の方法

② 届出書の提出

許可証の交付を受けた者は、火薬類消費許可申請書（煙火用）の記載事項（①のアからカを除きます。）又は煙火消費計画書（様式第2号）の記載事項に変更があったときは、その内容を記載した届出書（火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届：様式第10号）を、許可証を交付した市町長に提出しなければなりません。

(7) 許可証を紛失、汚損又は盗まれた場合の手続について

許可証の交付を受けた者は、許可証を失くしたり、汚したり、盗まれたりした場合には、直ちに、許可証を交付した市町長に届け出をしなければなりません。

また、許可証の再交付を申請しなければなりません。（火薬類消費許可証再交付申請書：様式第8

号)

(8) 許可証の返納について

許可証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その許可証を交付した市町長に返納しなければなりません。

- ① 許可が取り消されたとき。
- ② 煙火消費を終了し、又は煙火消費をしないこととなったとき。
- ③ 許可証の有効期間が満了したとき。

(9) 消防署及び警察署への届出について

許可が必要であるか必要でないかに関わらず、消費場所を管轄する消防署と警察署に、事前に文書による届け出をしなければなりません。

3 打揚煙火の準備に当たっての注意事項

不開発玉（打揚筒から発射された煙火玉が上空で開かず地上に落下することをいいます。）の発生などを防止するために、次の措置を取らなければなりません。

(1) 親みち（煙火玉の導火線）の不着火防止対策

親みちに伝火薬を付ける、着火薬を付ける、薬紙を付ける又は着火線を付けること 等。

(2) 重ね玉の場合における親みちの火薬のこぼれや損傷を防ぐ措置

- ① 上下の玉をクラフト紙又はビニール袋で包むこと。
- ② 上の玉と下の玉の間に緩衝材を使用すること等。

※ 消費場所において、煙火玉を打揚筒に装てんする場合は、この限りではありません。

(3) 煙火玉に方向性を与えるための措置

- ① 適正量の打揚用火薬を使用し、装薬に当たっては、片寄りが生じないように慎重に行うこと。
- ② 打揚筒は、垂直に設置し、かつ、打ち揚げの際の衝撃により、当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- ③ 直径9 cmを超える煙火玉には、取手、なわ、ひも等の装着その他の保安上の措置を講じること。

(4) その他の保安対策

打揚筒に煙火玉を重ねて装てんする場合は、2個までとすること。

4 煙火の消費に当たっての注意事項（花火大会当日に行うこと）

(1) 立入禁止区域の設定

煙火消費に際して保安距離を確保するために、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域を具体的に設定します。

① 設定時間

立入禁止区域は、煙火が消費場所に到着した時から、煙火消費終了後の残火薬類の確認及び回収作業が終了するまで設定します。

② 設定方法

看板、柵、ロープ、警備員等により設定します。

(2) 防火対策及び消火対策

- ① 消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所に枯草等の着火しやすい物がある場合には、事前に撤去をしたり、打揚開始前に散水又は防災シートで覆うなどの防火措置をします。
- ② 打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所、火気取扱所及び煙火置場の周辺には、消火器、水バケツ、竹ぼうきなど、初期消火をするための準備をしておきます。
- ③ 火災発生の危険性がある場所には、できる限り消防車を配置してください。

(3) 直接点火により煙火を打ち揚げる場合の防護措置

煙火玉を打ち揚げるときに、人が直接、火種又は煙火玉を持って点火をする場合には、点火者の災害を防止するため、畳床等の有効な防護具を筒と点火者の間に立てなければなりません。

(4) 煙火消費の中断及び中止

煙火消費の準備中又は煙火消費中において、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断又は中止をしなければなりません。

- ① 立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入ったとき。
- ② 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合
 - ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
 - イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
 - ウ 消防法第22条の規定による火災警報が発令されたとき。
 - エ 河川等の増水により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。
- ③ 不開発玉が発生した場合
※ 不開発玉の処理及び安全が確認されるまでは、次の消費を行わないでください。
- ④ 事故等が発生した場合
 - ア 煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生したとき。
 - イ 過早発（煙火玉が発射直後に開発することをいいます。）、低空開発（煙火玉が性能上危険な高度で開発することをいいます。）、若しくは推進方向が安定しない煙火玉が連続して発生し、又は筒ばね（煙火玉が打揚筒の中で破裂することをいいます。）が発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。
- ⑤ 上記の①から④のほか、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の必要があると認められるとき。

(5) 事故が発生した場合の対応

煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生した場合には、次の措置をしてください。

① 煙火の消費の一時中断、負傷者等の救護、消火活動等

② 現状保存及び事故原因の究明

※ 市町長又は警察官の指示があるまでは、現状を変更しないでください。

なお、事故の発生原因が不明であり、かつ、煙火の消費を再開することによって、再度、同種の事故の発生が予測されるときは、煙火の消費を中止しなければなりません。

③ 事故発生場所を管轄する警察署への事故届

④ 事故発生場所を管轄する警察署への事故届

緊急時の連絡網により、直ちに、市町を始めとする関係者に連絡するとともに、事故発生場所の市町長に事故報告書（様式第 11 号）を提出してください。

(6) 事故報告書（様式第 11 号）の作成要領について

① 住所

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所
- ・ 個人の場合は、その者の住所

② 氏名又は名称、代表者名

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の名称と代表者の氏名
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、団体の名称と代表者の氏名
- ・ 個人の場合は、その者の氏名

③ 事務所所在地

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の主たる事務所の所在地
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、主たる事務所の所在地又は代表者の住所
- ・ 個人の場合は、その者の住所

④ 職業

- ・ 法人格をもつ組織の場合は、法人の業種
- ・ 実行委員会等の任意団体の場合は、代表者の職業
- ・ 個人の場合は、その者の職業

⑤ 発生日時

事故の発生日時を 24 時間呼称で記入してください。

⑥ 発生場所

具体的な位置を特定できるよう、事故の発生場所の番地まで記入してください。

⑦ 発生原因

直接的な原因及び間接的な原因をできるだけ詳細に記入してください。

推定の場合には、原因の推定理由及び原因を推定する上で参考となる事実を詳細に列挙してください。

⑧ 被害の状況

- ・ 「死者」とは、事故発生後5日以内に死亡した者をいいます。
- ・ 「重傷者」とは、負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいいます。
- ・ 「軽傷者」とは、負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいいます。

⑨ 事故の概要

事故発生前後の状況、事故の規模、被害の範囲等を記入してください。

⑩ 備考

取扱いの種別について、「消費」又は「その他」を○で囲んでください。

その他の場合は、具体的な取扱いの内容を記入してください。

(7) 煙火消費終了後の残火薬類の確認及び回収

煙火消費終了後、直ちに消費場所周辺の残火薬類の有無の確認及び回収を行うほか、翌日早朝にも同様に実施し、その結果を市町長に報告してください。

なお、残火薬類を発見した場合には、触れたりせずに、煙火消費業者にその処理を委ねてください。